

新環境基本計画の概要

根拠 環境基本法に基づき、平成12年12月閣議決定。

経緯 旧環境基本計画（平成6年12月閣議決定）の見直しについて、内閣総理大臣が中央環境審議会に諮問、約1年半審議。

計画の位置付け

持続可能な社会の構築に向けて、21世紀初頭における環境政策の基本的な方向と具体的な取組を示したもの。

計画のポイント

旧環境基本計画の4つの長期的目標（「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」）を、ほぼ踏襲。

長期的目標を達成するための環境政策の方針として、新たに、総合的アプローチ（環境、経済、社会の3側面を総合的にとらえること）や、規制的手法、経済的手法等の各種政策手段を組み合わせること等を採用。

11の重点分野に関する、戦略的プログラム（現状、目標、重点的取組事項）を提示。

地球温暖化・循環型社会・交通・水循環・化学物質・生物多様性
環境教育・環境配慮・環境投資・地域づくり・国際的寄与

計画の効果的実施のため、政府への環境管理システムの導入、各府省毎の環境配慮方針の策定、計画の実施状況の点検等について記述。

生物多様性等関連部分

「共生」を確保するための基本的枠組みとして位置付けられる「生物多様性国家戦略」の見直しを提言。

生態系の管理と利用に関する基本的考え方として、エコシステムアプローチの考え方（生態系の管理と利用は、複雑で絶えず変化する生態系の価値を減ずることのないよう、順応的に行われるものであること。）を採用。

11の戦略的プログラムの1つとして、「生物多様性の保全」を取り上げ、重点的取組事項として、生物生息空間のネットワーク化、干潟等の減少傾向の回復、移入種問題への対応、生物多様性情報の整備等について記述。